

## ○南砺市ペレットストーブ等設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則(平成16年南砺市規則第36号。以下「規則」という。)第20条に基づき、ペレットストーブ等設置事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付)

第2条 市長は、二酸化炭素の追加的排出を伴わないバイオマスエネルギーの利活用を推進し、地球温暖化の防止、森林の多面的機能の向上、地域資源循環システムの構築及び木材関連事業の活性化に寄与するため、次条に定めるものが薪等(燃料として用意された木、木材、製材端材又はおがくずを固めたものをいう。)又は木質ペレット(間伐材、製材端材その他の木材を粉碎した木くずを乾燥し、圧縮成型した円筒型の固形燃料をいう。)を燃料として使用する仕様のストーブ(以下「ペレットストーブ等」という。)を設置する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に事務所を有する法人若しくは団体
- (2) ペレットストーブ等を設置する建物の所有者又は管理者
- (3) ペレットストーブ等の設置場所が市内であること。
- (4) 補助金の申請時において、納期限の到来した市税、上下水道料金その他の市に対する債務の不履行がないこと。ただし、個人でペレットストーブ等を設置する場合は、当該個人の属する世帯員全員について、市に対する債務の不履行がないこと。

### (交付の対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率	備考
ペレットストーブ等本体の購入、設置及び配管に要する経費	2分の1以内(10万円を上限)とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。	一の建物につき1回のみ

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、ペレットストーブ等設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 購入予定機種のカatalogの写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助事業を行ったもの(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、完了後15日以内に、ペレットストーブ等設置事業補助金実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長は特に必要があると認めるときは、この期間を延長することができる。

- (1) ペレットストーブ等本体の購入、設置及び配管に要した経費の内訳、仕様等が確認できる書類の写し
- (2) 申請者が購入したことを証明する領収書の写し
- (3) ペレットストーブ等の設置状況を示す写真

(補助金の請求)

第7条 規則第13条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、ペレットストーブ等設置事業補助金請求書(様式第3号)を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(財産処分)

第8条 規則第18条第1項に規定する市長が定める期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して6年とする。

(協力)

第9条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて当該ペレットストーブ等の利用状況等の情報提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ペレットストーブ等設置事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に設置されるペレットストーブから適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日告示第 62 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に設置されるペレットストーブ等から適用する。